

業務運営に関する規定

株式会社アステラ・サーチ

第1. 求人

当社は、日本国内の全職種に関する求人の申込みを受理します。ただし、その申込み内容が法令に違反する場合、賃金、労働時間などの労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不相当である場合、一定の労働関係法令（労働基準法及び職業安定法等）違反のある場合及び暴力団員などによる求人である場合には受理しません。

求人は、求人者またはその代理人が所定の書式によりお申込みください。直接来社できないときは、電話、ファックスまたは電子メールにてお問い合わせください。

求人申込みの際には、業務内容、賃金、労働時間その他の労働条件を、あらかじめ書面の交付または電子メールの使用により明示してください。ただし、紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめ書面の交付または電子メールの使用による明示ができないときは、当該明示すべき事項をあらかじめこれらの方法以外の方法により明示してください。

第2. 求職

当社は、日本国内の全職種に関する求職の申込みを受理します。ただし、その申込み内容が法令に違反する場合には受理しません。

求職は、本人が所定の書式によりお申込みください。直接来社できないときは、事前に、電話、ファックスまたは電子メールにてお問い合わせください。

第3. 紹介

求職者には、職業安定法第2条にも規定される職業選択の自由の趣旨を踏まえ、その希望と能力に応ずる職業に速やかに就くことができるよう責任を持って紹介に努めます。

求人者には、その希望に適合する求職者を紹介できるよう責任を持って努めます。

紹介に際しては、求職者に、従事すべき業務の内容、賃金、労働時間その他の労働条件を、あらかじめ所定の求人票または希望される場合には電子メールの使用により明示します。ただし、紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめ所定の求人票または電子メールの使用による明示ができないときは、あらかじめこれらの方法以外の方法により明示します。

求職者を求人者に紹介する場合は、所定の推薦状にて紹介手続きを行います。

いったん求人、求職の申込みを受けた以上、責任をもって紹介の労をとります。

当社は、労働争議に対する中立の立場をとるため、同盟罷業または作業所閉鎖の行われている間は、求人者に紹介を行いません。

就職が決定した際には、求人者から別表の手数料表に基づき紹介手数料を申し受けます。

第4. その他

当社は、職業安定機関及び他の職業紹介事業者等と連携を図りつつ、職業紹介事業に係る苦情の申し出があった場合は、迅速かつ適切に対応します。

雇用関係が成立したときには、求人者、求職者双方から当社にご連絡ください。また、紹介されたにもかかわらず、雇用関係が成立しなかったときにも同様にご連絡ください。なお、当所の職業紹介により期間の定めのない労働契約を締結した求職者が就職から6ヶ月以内に離職（解雇された場合を除く。）したか否かについて、求人者から当社にご連絡ください。

当社は、求職者または求人者から知り得た個人情報を、個人情報適正管理規定に基づき適正に取り扱います。

当社が広告等により求人等に関する情報を提供するときは、当該情報について虚偽の表示または誤解を生じさせる表示を行いません。また、当該情報について正確かつ最新の内容に保つため、求人者、求職者等から当該情報について提供の中止や内容の訂正の依頼があった場合や、当社が当該情報が正確、最新でないことを確認した場合は、遅滞なく対応するとともに、求人者または求職者に対して定期的に当該情報が最新かどうか確認するまたは当該情報の時点を明らかにする措置を講じます。

当社は、求職者または求人者に対し、その申込みの受理、面接、相談・助言、紹介等の業務について、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として差別的な取り扱いは一切行いません。

当社の業務運営に関する規定はおおむね以上のとおりですが、当社の職業紹介事業はすべて職業安定法、通達及び関係法令に基づいて運営しますので、不明な点は担当者にお問い合わせください。

2011年7月1日めろ

【問い合わせ先】

株式会社アステラ・サーチ 職業紹介事業責任者

代表取締役 野崎義朗

TEL 03-6278-8760

E-mail nozaki@astella.jp